（解説）
○　公表方法の具体例
例えば、次のような方法がある。
①　事務所の窓口等でのポスター・書面等の掲示・備付け
②　パンフレットへの記載・配布
③　インターネットのホームページへの掲載
（参照条文：保護法18条、24条、基本方針、金融分野ガイドライン23条）

（本協会への報告）
第25条　本協会は、協会員による本指針の遵守を確認するために、適宜報告を求めることができる。
２　本協会は、協会員に対し、本指針を遵守させるために必要な指導、勧告その他の措置を行うものとする。

附　則

この指針は、平成19年12月19日から施行する。

附　則

この改正は、平成20年５月１日から施行する。
㈱　改正条項は、次のとおりである。
第２条　（解説）第４号⑶の①
第３条　（解説）⑴の⑦
第４条　（解説）⑷
第６条　（解説）⑶の④、⑷の①
第７条　（解説）⑵の②、⑶の②及び③、⑷
第９条　（解説）⑹、⑺の①
第14条　（解説）⑵の④、⑶の①
第16条　（解説）⑷
第20条　（解説）⑷
を改正する。

附　則

この改正は、平成22年３月31日から施行する。
㈱　改正条項は、次のとおりである。
第１条　１項、（解説）⑷
第２条　１項、２項、４項、５項、６項（解説）１、２、３⑴②、４⑶⑷７項
第３条　２項、３項、４項（解説）⑴、５項
第４条　２項、３項（解説）⑵③
第５条　（解説）⑵
第６条　１項、２項、３項⑵、（解説）⑵、⑶②⑯⑰、⑷①、⑸
第７条　⑸、⑹、⑺、⑼、（解説）⑴
第９条　２項、４項⑴、（解説）⑹、⑺、⑻、⑼③④
第11条　１項、３項⑶
第13条　１項、２項⑵
第14条　１項⑵、（解説）⑵②⑮⑯⑰、⑶①、⑷、⑹、⑻、⑽
第15条　１項
第16条　２項、（解説）⑵①②③
第19条
第20条　（解説）⑻
第22条　１項
第24条　３項
を改正する。

認定個人情報保護団体の業務に関する規則

（目的）
第１条　この規則は、日本貸金業協会が個人情報の保護に関する法律第37条第１項の認定を受け、認定個人情報保護団体として同項各号に掲げる業務を実施するに当たり必要な事項を定め、もって協会員における同法に基づく個人情報の適正な取扱いを確保することを目的とする。

（業務）
第２条　本協会の定款第５条第１項第12号及び第６条第１項第11号の規定に基づき、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。
⑴　個人情報保護指針の作成及び公表
⑵　個人情報保護指針を遵守させるための協会員に対する必要な指導、勧告その他の措置に関する業務
⑶　協会員の個人情報の取扱いに関する苦情の処理
⑷　個人情報の適正な取扱いの確保に寄与する事項についての協会員に対する情報の提供
⑸　個人情報の適正な取扱い確保のための協会員に対する研修
⑹　協会員の名称の公表
⑺　前各号に規定するもののほか、協会員の個人情報の適正な取扱いの確保に関する業務
⑻　関係機関との連絡調整
２　本協会は、前項に規定する業務を行うため、協会員に対して、必要な協力を求めることが出来る。

附　則

この規則は、本協会が個人情報の保護に関する法律第37条第１項の規定に基づき、個人情報保護団体の認定を受けた日（平成22年３月31日）から施行する。

公　告

諮　詢　事

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第８８号
群馬県安中市松井田町二軒在家585番地１
県住88－Ｇ－24号
債務者　中島　　豪
１　決定年月日時　平成22年４月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第２４４号
さいたま市中央区鈴谷４丁目17番28－502号
債務者　田方　一馬
１　決定年月日時　平成22年４月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２４５号
さいたま市中央区鈴谷４丁目17番28－502号
債務者　田方　美紀
１　決定年月日時　平成22年４月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第２５２号
千葉県山武郡横芝光町屋形5272番地20
債務者　早川ヨシ子
１　決定年月日時　平成22年４月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第６８号
新潟市江南区酒屋町609番地１、前住所新潟市中央区南笹口１丁目15番13－201号
債務者　渋川　信也
１　決定年月日時　平成22年４月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１２４号
新潟市東区太平３丁目21番地24　アーバンハウスⅡ101号、前住所新潟市東区向陽３丁目９番地15　スプリングヒルズ103号
債務者　本多玉希こと　高　　玉希
１　決定年月日時　平成22年４月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１２６号
新潟市西区新中浜１丁目11番地１　渡辺借家Ｃ
債務者　仲山　文雄
１　決定年月日時　平成22年４月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
新潟地方裁判所民事部